

柴田町国民健康保険税条例施行規則をここに公布する。

令和5年12月28日

柴田町長 滝口 茂

## 柴田町規則第23号

### 柴田町国民健康保険税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柴田町国民健康保険税条例（昭和31年柴田町条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(納税通知書等の様式)

第2条 条例の施行のため必要な文書の様式は、別表第1に定めるとおりとする。

(減免)

第3条 条例第25条の2第1項に規定する町長において必要があると認める者は、別表第2に定めるとおりとする。

(減免の申請)

第4条 条例第25条の2の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、国民健康保険税減免申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(減免の措置)

第5条 町長は、申請書の提出があったときは、別表第2の範囲内で減免を行うものとする。

2 町長は、申請書を受理したときは、実態調査等の方法により申請書の内容を調査するものとする。

3 町長は、申請書を受理した場合において、減免申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の申請を却下することができる。

(1) 条例第25条の2第2項に規定するその事由を証明する書類を期日までに提出しないとき。

(2) 前項の実態調査等に応じないとき。

4 町長は、国民健康保険税の減免を決定したときは、国民健康保険税減免決定通知書（様式第3号）により、前項の規定により減免の申請を却下したときは、国民健康保険税減免却下通知書（様式第4号）により減免申請者に通知しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 町長は、国民健康保険税の減免を受けた者（以下「減免決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消し、国民健康保険税を徴収しなければならない。

- (1) 減免決定者からその事由が消滅した旨の申告があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたと認められるとき。
- (3) 減免決定者の資力の回復その他事情の変化により減免をすることが不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定により減免を取り消したときは、国民健康保険税減免取消通知書(様式第5号)により減免決定者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。  
(柴田町国民健康保険税減免規則の廃止)
- 2 柴田町国民健康保険税減免規則(平成17年柴田町規則第23号)は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の柴田町国民健康保険税減免規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

様式番号	様式名称	根拠条文
様式第 1 号	国民健康保険税納税通知書	地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) 第 706 条の 2、第 713 条、条例第 25 条
様式第 2 号	国民健康保険税減免申請書	条例第 25 条の 2、規則第 4 条
様式第 3 号	国民健康保険税減免決定通知書	条例第 25 条の 2、規則第 5 条
様式第 4 号	国民健康保険税減免却下通知書	条例第 25 条の 2、規則第 5 条
様式第 5 号	国民健康保険税減免取消通知書	条例第 25 条の 2、規則第 6 条
様式第 6 号	出産被保険者に係る届書	条例第 24 条の 3

別表第2（第3条、第5条関係）

国民健康保険税の減免の範囲及び割合

区分	減免の事由	減免の割合	摘要
<p>条例第25条の2第1項第1号に該当する場合</p>	<p>1 天災その他の災害により納税義務者が死亡した場合で、かつ、法第9条の規定により当該納税の義務を継承すべき相続人において国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>課税額の全部</p>	<p>災害を受けた日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。ただし、災害を受けた日以後に納付すべき税額がない場合にあっては次年度の納付する税額について適用するものとする。</p>
	<p>2 天災その他の災害により納税義務者が障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合で、国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>課税額の10分の9</p>	
	<p>3 天災その他の災害により納税義務者等（その世帯に属する国民健康保険の被保険者を含む。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額。以下「損害金額」という。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に</p>		

規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。以下「合計所得金額」という。)が10,000,000円以下である場合において、次のいずれかに該当し、かつ、国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。

(1) 損害金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満

ア 合計所得金額が5,000,000円以下のとき。

イ 合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下のとき。

ウ 合計所得金額が7,500,000円を超えるとき。

(2) 損害金額が、その住宅又は家財の価格の10分の5以上

ア 合計所得金額が5,000,000円以下のとき。

イ 合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下のとき。

ウ 合計所得金額が7,500,000円を超えるとき。

課税額の所得割額の2分の1

課税額の所得割額の4分の1

課税額の所得割額の8分の1

課税額の所得割額の全部

課税額の所得割額の2分の1

課税額の所得割額の4分の1

4 納税義務者等が、風水害、冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損害額の合計額（減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農業共済金額を控除した額）が、平年における当該農業による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が10,000,000円以下であるもの（当該合計所

	<p>得金額のうち農業所得以外の所得が4,000,000円を超えるものを除く。)について、次のいずれかに該当し、かつ、国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(1) 合計所得金額が3,000,000円以下のとき。</p> <p>(2) 合計所得金額が3,000,000円を超え4,000,000円以下のとき。</p> <p>(3) 合計所得金額が4,000,000円を超え5,500,000円以下のとき。</p> <p>(4) 合計所得金額が5,500,000円を超え7,500,000円以下のとき。</p> <p>(5) 合計所得金額が7,500,000円を超えるとき。</p>	<p>課税額の所得割額の全部</p> <p>課税額の所得割額の10分の8</p> <p>課税額の所得割額の10分の6</p> <p>課税額の所得割額の10分の4</p> <p>課税額の所得割額の10分の2</p>	
<p>条例第25条の2第1項第2号に該当する場合</p>	<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受ける者</p> <p>2 生活保護法の規定による扶助を受ける者又は慈善団体から生活の扶助を受ける者で、生活扶助を受けている者との均衡上必要があると認められる者</p>	<p>課税額の全額</p> <p>町長が必要と認める割合</p>	<p>当該事由の存続する期間中に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。</p>
<p>条例第25条の2第1項第3号に該当する場合</p>	<p>条例第25条の2第1項第3号ア及びイに掲げる被用者保険の被扶養者が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により新たに国民健康保険の被保険者となる者（以下この表において「旧被扶養者」という。）</p>	<p>1 旧被扶養者に係る所得割額の全部</p> <p>2 旧被扶養者に係る均等割額の2分の1</p> <p>3 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割額の2分の1（2</p>	<p>資格発生月に遡って減免適用することを妨げない。</p> <p>所得割額については、所得、資産の状況に関わらず、当分の間、これを免除する。</p> <p>均等割額及び平等割額は、減額賦課該当世帯（2割</p>

		<p>割減額該当世帯については軽減前の10分の3)</p>	<p>減額世帯を除く。)に属する旧被扶養者については減免しない。均等割額及び平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免を適用するものとする。</p>
<p>条例第25条の2第1項第4号に該当する場合</p>	<p>1 納税義務者が、疾病、倒産等の理由により、その年の見積合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第5号に規定する給与所得については収入金額とし、その他あらゆる他の法律又は制度による補償、援助等を受ける収入についてはその金額とする。以下同じ。）が前年の合計所得金額の10分の5以下となり、かつ、その者の前年中の合計所得金額が6,600,000円以下である場合において、次のいずれかに該当し、かつ、国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(1) 当該年中の見積合計所得金額が前年中の合計所得金額の10分の3以下</p> <p>ア 前年の合計所得金額が3,300,000円以下のとき。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が3,300,000円を超え5,000,000円以下のとき。</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が5,</p>	<p>課税額の所得割額の全部</p> <p>課税額の所得割額の2分の1</p> <p>課税額の所得割</p>	<p>所得の皆無又は激減した期間中に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。</p>

<p>000,000円を超え6,600,000円以下のとき。</p> <p>(2) 当該年中の見積合計所得金額が前年中の合計所得金額の10分の3を超え10分の5以下</p> <p>ア 前年の合計所得金額が3,300,000円以下のとき。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が3,300,000円を超え5,000,000円以下のとき。</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え6,600,000円以下のとき。</p>	<p>額の4分の1</p> <p>課税額の所得割額の2分の1</p> <p>課税額の所得割額の4分の1</p> <p>課税額の所得割額の8分の1</p>	
<p>2 その世帯に属する被保険者が、少年院、刑務所その他これに準ずる施設に収容されている者で、その収容期間が1か月を超える場合</p>	<p>当該被保険者分に限る課税額の全額</p>	<p>当該事由の生じた日の属する月から当該事由が消滅した日の属する月の前月までの期間の当該被保険者に係る税額について適用するものとする。</p>
<p>3 平成23年3月11日以降に町に転入した者で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて(令和4年4月8日付け復興庁統括官・厚生労働省保険局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長復本第680号保発0408第13号老発0408第1号障発040</p>	<p>国通知に定められた割合</p>	<p>国通知に定められた当該年度の税額について適用するものとする。</p>



	<p>8第5号。以下この表において「国通知」という。)における国民健康保険税の特例免除措置に該当すると認められるとき。</p>		
	<p>4 左の区分中1から3までに掲げるもののほか、特別の事由があると町長が特に認めるとき。</p>	<p>課税額のうち町長が必要と認める割合</p>	<p>町長が認める日以後において納付すべき当該年度の税額について適用するものとする。</p>

国民健康保険税 納税通知書

国民健康保険税額を下記のとおり決定しましたので通知します。  
各期別の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。  
納付場所は納付済通知書の裏面をご覧ください。

年 月 日  
柴田町長

印

納税義務者		
生年月日		性別

世帯番号	
通知番号	
記号番号	

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関		
口座種別		口座番号
口座名義人		
納付方法		

“納税義務者は世帯主です”

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

年間保険税額	円
--------	---

備考	
----	--

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
① 基準総所得金額(円)			
② 被保険者数(人)			
③ 所得割額(円)			
④ 均等割額(円)			
⑤ 平等割額(円)			
⑥ 均等割軽減額(円)			
⑦ 平等割軽減額(円)			
⑧ 産前産後軽減額(円)			
⑨ 限度超過額(円)			
⑩ 算定額(円)			
⑪ 月割増減額(円)			
⑫ 年税額(円)			
(内退職分)(円)			
年税額(円)		減免額	

徴収月	特別徴収額 (年金天引)(円)	普通徴収	
		期別	徴収額(円) 納期限
4月		第1期	
5月		第2期	
6月		第3期	
7月		第4期	
8月		第5期	
9月		第6期	
10月		第7期	
11月		第8期	
12月		第9期	
1月		第10期	
2月			
3月			
計		計	
合計			

氏名	給与所得者等	加入月数		軽減基準所得金	基準総所得金	備考
		医療	介護			

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			

(裏)

## 納税通知書の付記事項

1. 国民健康保険税は、地方税法及び柴田町国民健康保険税条例に基づき、当該年度の4月1日（賦課期日）現在で町内に住所を有する被保険者である世帯主並びに被保険者の資格がない世帯主であっても、当該世帯に被保険者がある場合は当該世帯主を被保険者とみなし当該世帯主に対し課税されます。
2. 賦課期日後に納税義務が発生した方は、その発生した日の属する月から、また納税義務が消滅した方は、その消滅した日の属する月の前月までそれぞれ月割をもって課税されます。
3. 納期限までに税金が完納されないときは、柴田町町税条例第19条に基づき計算した延滞金を徴収します。
4. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。
5. この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、柴田町に対して審査請求をすることができます。この保険税額の決定の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この保険税額の決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柴田町を被告として（訴訟において被告を代表する者は町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
6. 国民健康保険税額は、同一世帯に一般被保険者及び退職被保険者が属する場合は両方の合計額となります。また、介護納付金課税被保険者が属する場合は、介護納付金課税額が合算されます。

暫定納付分が年税額を超えている場合は、後日還付しますので、しばらくお待ちください。

【お問合せ先】 柴田町税務課 町民税・国民健康保険税班（TEL 0224-55-2116）

国民健康保険税 納税(変更)通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

柴田町長

印

納税義務者 生年月日 性別

徴収方法 特別徴収義務者 特別徴収対象年金 上記年金の年金額

世帯番号 通知番号 記号番号

年間保険税額

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関 口座種別 口座番号 口座名義人 納付区分

異動者名 届出日 異動日 異動理由

賦課明細表: 変更前(医療分, 支援金分, 介護分) vs 変更後(医療分, 支援金分, 介護分) 増減. ①基準総所得金額, ②被保険者数, ③所得割額, ④均等割額, ⑤平等割額, ⑥均等割軽減額, ⑦平等割軽減額, ⑧産前産後軽減額, ⑨限度超過額, ⑩算定額, ⑪月割増減額, ⑫年税額. 年税額計(減免額)

月別徴収額表: 月, 特別徴収額(変更前, 変更後), 期別, 普通徴収額の納期限, 普通徴収額(変更前, 変更後), 増減額. 計

※増減について ①②は医療分の増減 ③以降は医療分+支援金分+介護分の増減

備考

※過新分の納期限について 記載している納期限は増額分の納期限です。

氏名, 給与所得者, 加入月数(医療, 介護), 軽減基準所得金額, 基準総所得金額, 備考

税率, 医療分, 支援金分, 介護分. 所得割率(%), 均等割額(円), 平等割額(円)

(裏)

納期未到来の普通徴収額が変更になったときは、今回同封した変更後の納付書で納めてください。  
すでに前納している場合で減額となる場合は後日還付しますので、しばらくお待ちください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において被告を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

税金を納めるところ

納税済通知書の裏面をご覧ください。

【お問合せ先】柴田町税務課 町民税・国民健康保険税班（TEL 0224-55-2116 内線154）

### 国民健康保険税減免申請書

年 月 日

柴 田 町 長 殿

申 請 人 千
住所 柴田町.....
氏名 .....
電話 .....

納税義務者の個人番号																			
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

柴田町国民健康保険税条例第25条の2第2項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

納 税 義 務 者	住 所							
	氏 名							
年 度	年度	期別	期 ~ 期	対象 税額	円 (年税額 円)			
(減免事由) ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....								
(その他第三者の意見が必要な場合は記入する。) ..... ..... ..... .....								
(添付書類)		1 罹災証明書	2 その他事由を証明する書類					

第 号  
年 月 日

様  
(CD : )

柴田町長



### 国民健康保険税減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった国民健康保険税の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

1 納税義務者 住所  
氏名

2 減免町税科目 年度 国民健康保険税

3 税額

当初の税額	減免額	減免後の税額
円	円	円

第 号  
年 月 日

様  
(CD : )

柴田町長



### 国民健康保険税減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、国民健康保険税の減免については、下記のとおり却下します。

#### 記

- 1 納税義務者 住所  
氏名
- 2 減免町税科目 年度 国民健康保険税

3 税額

当初の税額	申請減免額	却下後の税額
円	円	円

4 却下の理由

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に柴田町長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として（柴田町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



第 号  
年 月 日

様  
(CD : )

柴田町長



### 国民健康保険税減免取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した国民健康保険税の減免については、柴田町国民健康保険税条例施行規則第6条第2項に基づき減免の決定を取消します。

#### 記

- 1 納税義務者 住所  
氏名
- 2 減免町税科目 年度 国民健康保険税

3 税額

当初の税額	減免額	減免後の税額	減免取消税額	減免取消後税額
円	円	円	円	円

4 取消しの理由

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に柴田町長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として（柴田町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

出産被保険者に係る届書

柴田町長 殿

柴田町国民健康保険税条例第24条の3第1項の規定により出産被保険者に係る届書について、次のとおり提出します。

届出年月日	年 月 日											
世帯主 (納税義務者)	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	年 月 日										
	住所											
	個人番号											
	電話番号											
出産する方 (出産被保険者)	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ											
	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	年 月 日										
	住所											
	個人番号											
	電話番号											
出産の予定日又は出産の日	年 月 日											
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎											

<注意事項>

- この届書は、出産の予定日の6か月前から提出することができます。
- 出産後にこの届書を提出する場合は、出産の予定日の代わりに出産の日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料(税)軽減について届け出ている場合は、その際に届け出た出産の予定日又は出産の日を記入してください。
- この届書の提出に当たっては、次の書類を添えてください。
  - 出産の予定日を明らかにすることができる書類(出産後にこの届書を提出する場合は、出産の日を確認することができる書類)
  - 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - 出産後にこの届書を提出する場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を確認することができる書類

事務処理欄

軽減対象月	軽減対象月数	世帯主 CD	
年 月 ~	年度分 月	対象者 CD	
年 月	年度分 月	期変更	受付: 年 月 日

※軽減対象期間…出産の予定日又は出産の日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産の予定日又は出産の日の属する月の3か月前から6か月間)